

意見書案第9号

都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）居住者が安心して住み続けられるよう
機構法第25条4項に基づき家賃減免制度の実施等を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成30年12月6日

取手市議会議長

入江洋一 殿

提出者 建設経済常任委員会
委員長 岩澤 信

都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）居住者が安心して住み続けられるよう
機構法第25条4項に基づき家賃減免制度の実施等を求める意見書（案）

取手市の取手井野、戸頭両団地の都市再生機構賃貸住宅の居住者は、高齢化と収入低下の中で家賃負担の重さに悩み不安を抱いていますが、多くの居住者は、耐震性があり災害への不安が少ない今の住かに住み続けたいと願っています。

それでも家賃が払えず、やむなく転居される方が増え、法的措置による明け渡し（強制退去）になる居住者は、国会での都市機構発表で平成29年度2,000件を越えています。

一方、都市再生機構の賃貸住宅部門は29年度決算で530億円の純益を計上しています。しかし賃貸部門以外などで赤字を出し、その利子補給などに賃貸住宅部門の純益を充てています。

都市再生機構はその公共的使命から、独立行政法人都市再生機構法第25条4項の規定に該当する場合は、「家賃の減免規定」を定めています。4項は、「居住者が高齢者、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者で、これらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合、又は賃貸住宅に災害その他の特別の事由が生じた場合においては、家賃を減免できる」としています。

また、団地居住者は自治会を中心に住み良い町づくりや災害時の支え合い、助け合う活動などに取り組んでいるとともに、行政とも連携し「地域支え合いづくり」等、協働した取り組みを進めています。こうした活動も住み続けられなければ出来ません。このため、多くの高齢者には5階建ての中層階団地にあっては、エレベーターの設置も必要に迫られています。

よって本市議会は、両団地の居住者が安心して住み続けられるよう、政府及び関係機関に対し、独立行政法人都市再生機構法第25条4項の適用要件に該当する居住者への適用等下記事項を求めるものです。

記

1. 独立行政法人都市再生機構法第25条4項「家賃の減免制度」を該当者に適用すること。
2. UR賃貸住宅のエレベーターの設置を促進し、居住の安定を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣 国土交通大臣 独立行政法人都市再生機構理事長